

令和3年度ディーゼル車 ZEV 転換促進事業業務委託 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

令和3年度ディーゼル車 ZEV 転換促進事業業務委託

(2) 業務内容

ア 目的

川崎市内全測定局における NO₂ の環境基準の下限值 (0.04ppm) の達成や脱炭素社会への移行に向けて取組を進めるにあたり、走行時の CO₂ 排出量がゼロである EV や FCV 等の ZEV (※) を普及拡大していくことは重要な取組の一つです。

しかし、令和2年度末時点において、ZEV の乗用車は一定数普及しているものの、ZEV トラック・バスについては川崎市内導入実績が1台に留まっております。

そこで、ZEV トラック・バスを普及させ、ディーゼル車から ZEV への転換を促進するために、ディーゼル乗用車を除くディーゼル車から ZEV へ転換させるための効果的・効率的な普及施策を立案します。

本事業では令和3年度及び令和4年度の2か年に渡り委託業務を実施するものであり、令和3年度は、環境負荷低減効果の大きいトラックについて、川崎市の特性を考慮した ZEV トラックの導入計画及び普及計画の作成を予定しています。

※ZEV : EV や FCV 等の大気汚染物質や温室効果ガスを含む排気ガスを排出しない車両

イ 業務概要

(ア) 将来予測 (2030年)

- a 国 (海外含む) 等の最新動向調査
- b 将来的に普及の見込める ZEV トラックの提示
- c ZEV トラックの燃料 (電気・水素) における充電・充填方式 (交換式、非接触式) の今後の展開

(イ) ZEV トラックの導入計画及び普及計画の作成

- a ZEV トラックの普及を促進するための、川崎市の特性を考慮した効果的・効率的な導入手法及び普及施策の作成
- b 普及に向けた追加の調査や実証試験の提案

ウ 委託内容

仕様書 (別紙) のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日 (金) まで

(4) 委託金額の上限

5,250,000円 (税込)

(5) 担当部署

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課（川崎市役所第3庁舎17階） 藤井担当

所在 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2530（直通）

電子メール 30kyoso@city.kawasaki.jp

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 企画提案書評価委員会開催時に、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「市場調査（20-02）」の種目で登録されていること

3 参加意向申出書の配布、提出及び問合せ先

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）を提出してください。

- (1) 参加意向申出書の提出場所及び問合せ先

1(5)に同じです。

- (2) 提出方法

上記提出場所に、持参により提出してください。

- (3) 提出期間

提出期間：令和3年5月25日（火）から令和3年6月8日（火）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

4 提案資格確認結果通知書の交付

3により参加意向申出書を提出した者には、令和3年6月9日（水）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。

なお、提案資格確認結果通知書の交付後に提案を辞退する場合は、令和3年6月25日（金）午後5時までに辞退届（様式2）により届け出てください。

5 問合せ

- (1) 質問受付期間

令和3年6月9日（水）午前9時から令和3年6月11日（金）午後5時まで

- (2) 質問書の様式

質問書（様式3）により提出してください。

- (3) 質問受付方法

電子メールにより質問書を提出してください。 30kyoso@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和3年6月14日（月）までに全社に電子メールにて送付します。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の作成

ア 提案内容

(ア) ZEVトラックの導入計画及び普及計画の提案

ZEVトラックの導入に向けた導入計画の作成にあたり、導入に最適な業種・事業形態及び手法について提案してください。また、当該業種・事業形態に対し2030年までにZEVトラックを効果的・効率的に普及させるための普及施策（普及計画）について提案してください。なお、導入計画及び普及計画を作成するにあたっては、川崎市の特性や、ZEVトラック自体の特性、また企業との連携の可能性についても考慮してください。

(イ) 普及に向けた追加の調査や実証試験の提案

ZEVトラックの普及計画について、さらに詳細な普及計画の作成または作成した普及計画を実施する上で、必要な追加調査や、必要な実証試験について提案してください。また、提案の際には、追加調査または実証試験に必要な予算の概算についても言及してください。

(ウ) その他の提案

- a 提案者のZEVトラックに関する知見、調査実績、セールスポイント等を示すとともに、本委託業務にどのように活かしていくかを説明してください。
- b 本委託業務の作業スケジュール概要を説明してください。
- c 本委託業務の実施体制（人員配置、スタッフ等）を説明してください。

イ 書式、部数等

(ア) 書式

任意です。ただし、企画提案書内に社名を入れないでください。

(イ) 枚数等

A4サイズで、片面12枚以内（表紙は含まず）です。

(ウ) 部数

10部作成してください。

(エ) その他

企画提案書等の作成に伴う費用は、提案者の負担とします。また、提出いただいた企画提案書等は返却しません。

(2) 見積書の作成

ア 内容

見積額とその積算の根拠を記載してください。

イ 書式、部数等

(ア) 書式

任意です。

(イ) 枚数等

A 4 サイズで、枚数は任意です。

(ウ) 部数

1 部（原本）作成してください。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書及び見積書を次のとおり提出してください。

ア 提出期限：令和 3 年 6 月 25 日（金） 午後 5 時

イ 提出場所：1 (5) と同じ

ウ 提出方法：持参

7 提案資格の喪失

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案資格確認結果通知後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

8 評価委員会の開催

本業務委託の委託業者を選定するにあたり、評価委員会を開催します。

(1) 実施日程

令和 3 年 7 月 2 日（金）を予定しています。場所、時刻等詳細は別途連絡します。

(2) 評価委員会の内容

企画提案書等についてヒアリングを実施します。ヒアリングは 20 分以内（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 5 分）で行います。ヒアリングをもとに審査及び評価を行います。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりです。評価点の加算方式とし、1 委員につき 50 点満点で評価を行います。

ア 業務内容の理解度（5 点）

業務内容の趣旨を的確に反映した内容であるか。

イ 企画力（10 点）

具体的且つ魅力的な提案が示されているか。専門的知識からの提案内容となっているか。

ウ 表現力（5 点）

分かりやすい提案書となっているか。

エ 実現性（10点）

実現可能な提案内容になっているか。

オ 人員配置（5点）

安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか。

カ 専門的知識（10点）

魅力的な知見を有しているか。

キ コミュニケーション力（5点）

業務への積極的な取組姿勢が感じられるか。説明能力や質疑応答能力が高いか。

(4) 順位の決定方法

出席委員の評価点の合計により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 評価項目の「企画力」、「実現性」及び「専門的知識」の合計点が最も高い業者

イ アに該当する業者が複数ある場合、委員の協議により最終順位を決定する。

(5) その他

本業務を遂行する際の担当者が出席し、説明してください。

9 評価結果の通知

評価結果は全ての業者に電子メールにて通知します。

10 その他

(1) 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

(2) 契約保証金は、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

(3) 評価委員会において受託予定者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。受託者は契約書を作成する必要があります。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、1(5)と同じです。

(6) 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。